

(様式第1)

疑義照会(回答)票

照会日 平成22年10月20日

照会部署名 中京年金事務所 厚生年金適用調査課
照会担当者 アシスタントインストラクター (厚生年金適用調査課長) 西村一範
連絡先 [REDACTED]

業務実施部署の長の確認 番中

(受付番号)

ブロック本部受付番号 No.2010-139 本部受付番号 No.2010-1047

※ 受付番号は、ブロック本部及び品質管理担当部署において記入します。

(案件)

任意包括適用の法律事務所が、代表者を1名から2名とし、共同で経営するうえ事務所名を変更する場合の適用事業所及び健康保険資格の取扱いについて

(内容)

既に任意包括適用を受けていたる法律事務所が、11月1日から新たにもう1名の代表者を迎へ、1つの法律事務所を2名の代表者が共同経営し、これを契機に事務所名を変更する。

代表の権限は2人とも同等でどちらが上ではない。従業員2名は引き継ぎ勤務する。雇用契約書は共同代表2名の連名で行う。

従業員への給与は2名の代表から集めた資金（資金は今の代表が若干多く負担することになりそうとのこと）から支払い、法律事務所名で支給とする。賃金台帳、給与明細は1本で整理する。

テナント契約は現在の代表者名のままで契約変更はせず、取引先等への名称変更のお知らせは2名の連名で行う。

社会保険料の口座振替は、新たに迎える代表者名義の口座から振替を希望している。

この場合の適用事業所や被保険者資格等の取扱いについて確認したい。

<対応方法>

1. 引続き同じ代表者が事業所の運営にかかり、所在地も変わらず、従業員もそのまま継続して勤務のため、事業所名称変更とする。

共同経営のため代表者2名とも雇い主であり、また、一方を総代表とした場合でも、代表者間での雇用契約が無く健保・厚年は適用除外となる。

2. 新たな事業所の立ちあげとして全喪、新適とする。
(代表者の取扱は上記と同じ)
3. 従業員との雇用契約が2名の連名で行われることから、1つの事業所の中に2つの個人事業所があると解釈し、現在の事業所は名称変更、もう1人の代表が任意包括適用を受けて、従業員は2以上事業所勤務者の取扱いとする（給与はどちらの代表からいくらもらっているか計算されていないため2以上勤務者の取扱は実務上無理がある）

当所としては「1」が妥当と考えています。

（ブロック本部回答）

法律事務所が法人格を有しないならば法律事務所としては、権利義務の主体とはなりえず、適用単位としては個人事業所としての適用となります。本事例としては下記①②の可能性が考えられます。

- ① 個人事業所では複数の者を代表者とすることはできず、それぞれの代表者が同一の場所で同一の事業を共同で行っているということならば、適用単位としてはそれぞれの代表者を個人事業所として適用せざるを得ないと考えます。
- ② 共同経営ではありながら、例えば代表者の一人がもう一方の『代表者』を指揮監督し給与を支払っている場合など、実態として一方の代表者のみが事業主と認められる場合には一方の代表者のみを事業主として法律事務所全体を適用することが可能であると思慮します。

しかしながら①、②どちらの扱いが妥当であるか明確な基準が諸規定に定められておりません。また①の取扱いをした場合には常用的使用関係が認められるのかということ及び報酬の計算をどのようにするべきかとの疑義が生じます。近畿ブロック本部では判断しかねますので機構本部へご照会ください。

回答日 平成22年10月25日
回答部署名 近畿ブロック本部適用・徴収支援部厚生年金適用支援グループ
回答作成者 ニュートラル（厚生年金適用支援グループ長）新村 知之
連絡先 [REDACTED]
メールアドレス [REDACTED]

(本部回答)

健康保険・厚生年金保険法は適用事業所ごとに適用されるが、適用事業所は昭和25年11月30日保文発第3082号によると「一つの事業所において明らかに異種の事業が並存的に行われるときは、それぞれの事業毎に適用を決定し、又一つの事業が他の事業に従属付帯し、包括して一つの事業を行うものと認められるときは、主たる事業と一体的にその適用を決定すること。」されている。

今回の事例に関しては法律事務所を共同経営することから代表者ごとに事業所ととらえることは適当ではないと考えられるため、適用の単位は現在と同じく一つの法律事務所として適用することとし、事業所名称変更の処理を行う。

また、今回の案件では2人の間に実態的な使用関係はないと思料され、また、従業員との雇用契約をみても2人が連名で雇用契約を結んでいることから、ともに使用される者にはあたらず、2人とも適用されない。

なお、任意適用事業所の事業主名については、2人の代表者間で調整のうえ決定していただくこととなる。

回答日 平成22年11月19日
回答部署名 厚生年金保険部適用企画指導グループ
回答作成者 (一般) 柿崎 光政
連絡先 [REDACTED]
メールアドレス [REDACTED]

主管担当部署の長の確認 (軽微なものについてはグループ長)	山上
----------------------------------	----